

# RTC-Library-FUKUSHIMA

## オープンソースソフトウェア

### 登録確認ガイドライン

<本ドキュメントの目的>

本ドキュメントは、RTC-Library-FUKUSHIMA にオープンソースソフトウェア(英: Open-source software, 略称: OSS)の RT コンポーネントやパッケージを登録する方を対象に「著作権表示」および「OSS ライセンス付与」対応の必要性を認識していただくことを主な目的としています。

Ver.1.0

発行日 2017 年 12 月 15 日  
RTC-Library-FUKUSHIMA

## 内容

|       |                   |   |
|-------|-------------------|---|
| 1     | 著作権とライセンス.....    | 1 |
| 1.1   | 著作権.....          | 1 |
| 1.2   | OSS ライセンス.....    | 2 |
| 1.2.1 | OSS ライセンスの種類..... | 3 |
| 1.2.2 | OSS ライセンスの付与..... | 4 |
| 2     | OSS 登録時の確認項目..... | 5 |
|       | 参考文献.....         | 6 |

## 1 著作権とライセンス

開発されたソフトウェアやマニュアル等は開発された時点で著作物となり、著作権が付与されます。

従って、著作権の権利を利用することを許諾する範囲を決めたライセンスを発行して、ソフトウェアを利用していただく為に、利用者に明示する必要があります。

RTC-Library-FUKUSHIMA に OSS として RT コンポーネントやパッケージを登録する際には著作権情報やライセンスを付与する必要があります。

### 1.1 著作権

著作権においては、ソースコードの記述がなされた時点で発生する為、著作権表示を行う必要はありません。しかしながら、開発したソフトウェアを OSS とする場合、付与するライセンスに依らず著作権情報の表示義務があることから、ソースコードに著作権表示をしておく必要があります。

最低限の著作権表示記載例)

**「コピーライトを表す表記 + 著作物の発行年 + 著作権者」**

**例： (c) 2017 The University of Aizu**

なお、ソースコードに記述されることから、“コピーライトを表す表記”は環境依存文字ではなく「(c)」「(C)」を利用し、著作権者も英字表記で記述する必要があります。

また、開発したソフトウェアにおいて、OSS を利用した場合は、既存の OSS の著作権情報表記を記述した上で、今回の作成者の著作権表示を記述しておく必要があります。

開発ソフトウェア (ソースコード)

```

【main.c】
#(c)2017 The University of Aizu
#
#The aisatsu() function is:
#(c)2015 HogeHoge
} ヘッドにOSSの
  著作者の情報を
  記述する

#include <stdlib.h>

Int main()
{

    int aisatsu()
    {
        printf("GoodMorning!%n");
        return 0;
    }

    . . . . .
}

```

図 1-1 ソースコードでの著作権情報表示

OSS として公開する際に、添付するライセンスファイル(LICENSE)に記述する場合は次のような表記となります。

```

LICENSE
xxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxx
xxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxx
xxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxx
xxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxx
xxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxx
xxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxx
# Includes aisatsu (in main.c)
# http://hogehoge.com/
# ©2015 HogeHoge
# Released under the MIT Licenses.

```

図 1-2 ソースコードでの著作権情報表示

著作権者の情報の他に、OSS ライセンスが何であることを表記しておく必要があります。

## 1.2 OSS ライセンス

近年、ソフトウェア開発の効率化、スピード化が重要視されていることから、オープンソースに関する注目が高まっており、OSS を利用してソフトウェア開発を行うことが増えてきています。しかしその一方で OSS ライセンス違反が増えていることも確かです。

そのため OSS を利用する際は、“著作権”の侵害とならないように、ライセンス(利用許諾)の内容に従った利用が必要となります。

### 1.2.1 OSS ライセンスの種類

ライセンスは、基本的にソフトウェア開発者（著作者）が自由に作成・運用できるものとなります。その為、現在 2,000 種類以上 OSS ライセンスがあるといわれています。

一方、細かな条項はライセンス毎にこととなりますが、現在の OSS ライセンスは、次の 3 つに分類されるといわれています。その際に利用される概念が、「コピーレフト」という概念になります。

「コピーレフト」は

著作者が著作物に対する著作権を保有したまま、著作物の頒布条件として、利用者に著作物を複写・改変・再頒布する自由を与えるが、複写・改変・再頒布された派生物（二次的著作物）の配布者に対しても、全く同じ条件で派生物を頒布することを義務付ける考え

となります。この考えは、著作物が頒布され続ける限りは、制限なく適用されることとなります。この考えにより適用状況毎に分類されたライセンスのタイプは、以下の 3 つとなります。

表 1-1 OSS ライセンスの類型

| OSS ライセンスのタイプ | 改変部分ソースコードの開示 | 他のソフトウェアのソースコードの開示 |
|---------------|---------------|--------------------|
| コピーレフト型ライセンス  | 要             | 要                  |
| 準コピーレフト型ライセンス | 要             | 不要                 |
| 非コピーレフト型ライセンス | 不要            | 不要                 |

出典：OSS ライセンスの比較および利用動向ならびに係争に関する調査（IPA）

各ライセンスのタイプは、ソースコードを開示する義務付けがなされるレベルによって分類されているということになります。また、各ライセンスのタイプにも共通する特徴としては、「無保証である」ことが上げられます。利用においては、自己責任となることとなります。

各ライセンスタイプに属する主要な OSS ライセンスと特徴については、次の表のようなものがあります。

表 1-2 OSS ライセンスのタイプ別の主要ライセンスと特徴

| OSS ライセンスのタイプ | 主要 OSS ライセンス   | 特徴   |
|---------------|--|--|
| コピーレフト型ライセンス  | <ul style="list-style-type: none"> <li>• GNU General Public License (GPL)</li> <li>• GNU Affero General Public License (AGPL)</li> <li>• European Union Public Licence (EUPL)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>• ライセンステキストの添付が必要</li> <li>• 改変したソースコード（コピー&amp;ペースト含む）および、組み合わせ使用のソースコード全ての公開義務</li> </ul> |
| 準コピーレフト型ライセンス | <ul style="list-style-type: none"> <li>• Mozilla Public License (MPL)</li> <li>• GNU Lesser General Public License (LGPL)</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>• ライセンステキストの添付が必要</li> <li>• 改変したソースコード（コピー&amp;ペースト含む）の公開義務</li> </ul>                     |
| 非コピーレフト型ライセンス | <ul style="list-style-type: none"> <li>• BSD License</li> <li>• Apache License</li> <li>• MIT License (別名 X-11 License)</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>• ライセンステキストの添付が必要</li> <li>• ソースコードの開示義務無し</li> </ul>                                       |

開発されたソフトウェアにライセンスを付与する場合は、上記の特徴を考慮し、ライセンスを決定する必要があります。

### 1.2.2 OSS ライセンスの付与

開発されたソフトウェアを公開する場合、これまでに述べた OSS ライセンスのいずれかを付与して公開することが基本となります。ライセンスは権利に対する利用許諾範囲を明記している内容の為、著作者が自由に作成できます。但し、開発したソフトウェアが、既存の著作物をどの範囲利用しているかにより、利用条件を遵守する必要があるかどうかが決まります。遵守しない場合、権利利害として問題となる可能性はあるため、注意が必要です。

そのため、ライセンスについては、開発したソフトウェアの方向性に影響を及ぼすことがありますので、不明点を解消した上で公開をおこなうようにすることをお勧めします。

## 2 OSS 登録時の確認項目

表 2-1 OSS ライセンス違反確認

| No. | チェック内容  | チェック結果  |
|-----|---|---|
| 1   | ・ソフトウェアの開発時、OSS を利用した開発をおこなったか？   | ・おこなった場合、No.2 の内容を確認<br>・おこなっていない場合、意図しない OSS 利用確認のため、No.4 を確認  |
| 2   | ・身元不明なソースコードを開発に使用していないか？   | ・使用していない場合、No.3 の内容を確認<br>・使用した場合、代替コードに置き換えも検討してください           |
| 3   | ・ソフトウェア開発で他の OSS を利用した場合、OSS ライセンス違反がないことを確認しているか？  | ・確認していない場合、確認し適正なライセンスを付与をしてください<br>・意図しない OSS 利用確認のため、No.4 を確認 |
| 4   | ・OSS の適正な利用に配慮したとしても、意図せぬ OSS が混入するリスクがあります。そのため、ツールを利用してソフトウェアを検査し、意図せぬ OSS 混入のリスクを軽減することをお勧めします。<br>OSS 検査ツール：Palamida、FOSSology など | ・意図せぬ OSS の混入があった場合、代替コードに置き換え、適正なライセンスを付与してください                |

最後に OSS のソースコードには、著作権表示および OSS ライセンスを必ず記載してください。

著作権表示および OSS ライセンス記載例

「コピーライトを表す表記+ 著作物の発行年+ 著作権者」/ OSS ライセンス

例：(c) 2017 The University of Aizu

This software is released under the MIT License.

なお、RTC-Library-FUKUSHIMA にソフトウェアを登録する際、開発したソフトウェアの中で利用している OSS を再配布することは推奨していません。

従って、開発したソフトウェアの中で他の OSS を利用している場合は、正規のダウンロード先から OSS を取得することをマニュアル等に記載してください。

## 参考文献

本書は以下サイトの記載情報に関し、参照させていただきましたこと、ご報告致します。

- **ThinkIT 連載: 今日から始める OSS ライセンス講座・コピーレフト型と非コピーレフト型 OSS ライセンスの違いとは？**

<https://thinkit.co.jp/story/2014/02/03/4804?page=0%2C2>

- **IPA 独立行政法人 情報処理推進機構**

OSS ライセンスの比較および利用動向ならびに係争に関する調査  
表 1： OSS ライセンスの 3 つの類型

<https://www.ipa.go.jp/files/000028335.pdf>

- **GitHub.Inc Choose an open source license**

<http://choosealicense.com/>

本文書の著作権は公立大学法人 会津大学に帰属します。

この文書のライセンスは以下のとおりです。

[クリエイティブ・コモンズ 表示 2.1 日本](http://creativecommons.org/licenses/by/2.1/jp/)

<http://creativecommons.org/licenses/by/2.1/jp/>

